

# 【他社連絡回数券の区間外利用について】

(例1) 神鉄A駅～他社B駅間が有効な他社連絡回数券で、有効区間内の神鉄A駅で乗車し、有効区間外の他社C駅で降車される場合



【入場後の乗車変更】 降車駅(他社C駅)の精算機で、他社線分の不足賃(=他社C駅～連絡駅間の運賃－券面に記載の他社運賃額)を頂戴します。

(例2) 他社B駅～神鉄C駅間が有効な他社連絡回数券で、有効区間外の他社A駅で乗車し、有効区間内の神鉄C駅で降車される場合



【入場前の乗車変更はできません】 お手持ちの回数券は、連絡駅までの他社運賃(他社A駅～連絡駅間の運賃)が足りていませんので、他社A駅ではご利用いただけません。